

第1号様式(第9条関係)

条例見直し調書

作成年度	平成28年度	次回見直し予定	平成33年度
------	--------	---------	--------

条例名	神奈川県都市農業推進条例		
条例番号	平成17年神奈川県条例第90号	法規集	第9編第1章第1節
所管室課	環境農政局農政部農政課		
条例の概要	都市農業の持続的な発展について、基本理念を定め、並びに県及び県民等の責務を明らかにするとともに、都市農業の持続的な発展に関する施策の基本となる事項を定めている。		
検討	視 点	検 討 内 容	
	必要性 (現在でも必要な条例か。)	本県の農業は、農家や農地の減少、担い手の高齢化と耕作放棄地の増加等の課題を抱えている。こうした課題に対応するため、本条例は、新鮮で安全・安心な食料等の供給と、農業の有する多面的機能の発揮を図り都市農業を持続的に発展させ、県民の健康で豊かな生活の確保に寄与することを目的としており、その目的達成のため引き続き必要な条例である。	
	有効性 (現行の内容で課題が解決できるか。)	本条例に基づき「かながわ農業活性化指針」(以下「指針」という。)を策定し、基本施策の総合的かつ計画的な推進を図っているが、平成24年3月には、本県農業を取り巻く状況の変化や新たな課題、様々な県民ニーズに対応するため指針を改定し、県民と一体となった都市農業の振興に寄与するなど、本条例は有効に機能している。	
	効率性 (現行の内容で効率的といえるか。)	本条例に基づき策定した指針により関連施策を展開することで地産地消の推進や多様な担い手の育成等が進んでいるため、本条例は効率的な内容となっている。	
	基本方針適合性 (県政の基本的な方針に適合しているか。)	本条例に基づく施策は、「かながわグランドデザイン」(基本構想)の政策分野「安全・安心」の政策の基本方向「生活の安心の確保」及び政策分野「産業・労働」の政策の基本方向「農林水産業の活性化」に合致するものであり、県政の基本的な方針に適合している。	
	適法性 (憲法、法令に抵触しないか。)	都市農業の持続的な発展について、基本理念を定め、並びに県及び県民等の責務を明らかにするとともに、都市農業の持続的な発展に関する施策の基本となる事項を定めるものであり、憲法、法令に抵触しない。	
その他			
見直し結果	① 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。	理 由 等 現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。	
	2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 4 改正及び運用の改善等を検討する。 5 廃止を検討する。		